〃　ＰＭＪ－ＤＧ型	〃　－1	〃　－1
（ＰＭＪ　Ⅰ－501ＤＧ型～ＰＭＪ　Ⅰ－7200ＤＧ型）		
（ＰＭＪ　Ⅱ－501ＤＧ型～ＰＭＪ　Ⅱ－7200ＤＧ型）		
〃　ＰＭＪ－ＪＧ型	〃　－2	〃　－2
（ＰＭＪ　Ⅰ－501ＪＧ型～ＰＭＪ　Ⅰ－7200ＪＧ型）		
（ＰＭＪ　Ⅱ－501ＪＧ型～ＰＭＪ　Ⅱ－7200ＪＧ型）		
フジクリーン　ＣＲＸ－５型	5－09－Ｈ－010	5－14Ｋ－Ｈ－006
〃　〃　－７型	〃　－1	〃　－1
〃　〃　－10型	〃　－2	〃　－2
フジクリーン　ＣＥ－25型	5－10－Ｈ－007	5－14Ｋ－Ｈ－007
〃　〃　－28型	〃　－1	〃　－1
〃　〃　－30型	〃　－2	〃　－2
藤吉工業㈱ 代表取締役社長　加藤　靖始 フジヨシ浄化槽 ＦＣＤ－Ⅰ－Ａ型	5－10－Ｈ－005	5－14Ｋ－Ｈ－008
〃　〃　－Ｂ１型	〃　－1	〃　－1
〃　〃　－Ｂ２型	〃　－2	〃　－2
〃　〃　－Ｂ３型	〃　－3	〃　－3
〃　〃　－Ｃ１型	〃　－4	〃　－4
〃　〃　－Ｃ２型	〃　－5	〃　－5
〃　〃　－Ｃ３型	〃　－6	〃　－6
〃　〃　－Ｄ型	〃　－7	〃　－7
フジヨシ浄化槽 ＦＣＤ－Ｘ14型	5－10－Ｈ－006	5－14Ｋ－Ｈ－009
〃　〃　－Ｘ18型	〃　－1	〃　－1
〃　〃　－Ｘ20型	〃　－2	〃　－2
〃　〃　－Ｘ21型	〃　－3	〃　－3
〃　〃　－Ｘ25型	〃　－4	〃　－4
〃　〃　－Ｘ30型	〃　－5	〃　－5
〃　〃　－Ｘ35型	〃　－6	〃　－6
〃　〃　－Ｘ40型	〃　－7	〃　－7
〃　〃　－Ｘ45型	〃　－8	〃　－8
〃　〃　－Ｘ50型	〃　－9	〃　－9

○四国地方整備局告示第十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十九日

四国地方整備局長　川瀬　真紀

第１　起業者の名称　愛媛県

第２　事業の種類　県道松山伊予線改築工事（古川拡幅・愛媛県松山市古川南１丁目地内から同市古川南３丁目地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　愛媛県松山市古川南１丁目、古川南２丁目、古川南３丁目並びに古川西１丁目、古川西２丁目及び古川西３丁目地内

２　使用の部分　愛媛県松山市古川南１丁目、古川南２丁目、古川南３丁目並びに古川西１丁目、古川西２丁目及び古川西３丁目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県松山市古川北２丁目地内から同市古川南３丁目地内までの延長732mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道松山伊予線改築工事（古川拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、愛媛県松山市古川南１丁目地内から同市古川南３丁目地内までの延長377ｍ区間の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道松山伊予線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により愛媛県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により愛媛県が道路管理者となることなどから、起業者である愛媛県は、本件事業を遂行ずる充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、愛媛県松山市和泉の一般国道56号との接続部を起点とし、同市古川北、古川南、伊予郡松前町を経由し、伊予市上野に至る延長約5.8㎞の路線で、松山圏南部地域の商業及び農業等の経済活動を支援し、沿線住民の日常生活を支えるとともに、圏域内外の交流を担う主要幹線道路である。

また、本路線は現在建設中の地域高規格道路松山外環状道路一般道路部と接続し、自動車専用道路へのアクセス道路となる重要な路線でもある。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は松山市市街地の南部に位置し、沿道にはスーパーマーケットをはじめ各種商店、事務所、娯楽施設等が連担しているほか、近傍に高等学校等が存することなどから、地域住民の日常生活、通勤、通学等に広く利用されている。

しかしながら、現道は、自動車交通量が多いにもかかわらず、車道幅員が狭小で大型車のすれ違いに必要な幅員が確保されていないこと、右折車線が確保されていないことなどから朝夕の通勤時間帯を中心に著しい交通渋滞が発生している。

起業者が平成24年１月に実施した交通量調査では自動車19,539台／日、混雑度は1.55となっており、県道久米垣生線との交差点においては、上り車線で最大300ｍの渋滞を確認しており、自動車の円滑な交通に支障をきたしている状況にある。

さらに現道には、歩道が整備されておらず、自動車との混合交通となっている箇所があり、自転車及び歩行者（以下「歩行者等」という。）は路肩又は車道部への通行を余儀なくされているなど、安全な通行に支障をきたしており、交通事故の危険性が非常に高くなっている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された２車線道路及び交差点に右折車線が設置されることから、現道における交通混雑の緩和が図られ、自動車の安全かつ円滑な交通が確保されるとともに、連続した幅員3.0ｍの自転車歩行者道が整備されることにより、歩行者等の安全な通行の確保が図られるものである。